

「第33回かがり火市民祭り」 出店要項

1. 主旨

市民総参加による地域に密着した祭りとして実施している「かがり火市民祭り」を通じ、地域の特産品等を市内外に広く紹介し、理解を深めてもらうことで、活性化をはかる。

2. 主催

かがり火市民祭り実行委員会

3. 実施日時

平成28年8月6日（土）※雨天の場合は翌日2日

開催時間 15時～21時30分

（車両乗入禁止時間15時～22時）

4. 会場

大月東小学校校庭（まつり広場）

5. 内容（予定）

- （1）おおつき一駅逸品の販売
- （2）市内食品・特産品等の販売
- （3）県内外食品・特産品等の販売
- （4）各種啓発コーナー（エコ他）
- （5）各種パフォーマンス（ステージ・広場）

6. 出店物

- （1）市内で生産もしくは加工された商品
- （2）その他主催者が適当と認めた商品

※保健所の指導により生野菜（漬物を含む）など火を通していない食品は販売できません。

7. 出店者

- （1）おおつき一駅逸品認定者
- （2）その他警察等関係機関の指導のもと主催者が適当と認めた者または団体

8. 出店料金

- ・出店料金は、市内5,000円、市外10,000円とします。
- ・出店に係る備品のレンタルを行いますので、希望者は、出店申込みの際に申し込みください。

【レンタル料】

パイプテント（1張）	単価	8,000円（※半張の場合、4,000円）
テーブル（1台）	単価	1,500円
パイプ椅子（1脚）	単価	350円
コンセント1個（2口）	単価	2,000円

- ・後日請求書を郵送しますので、期日までに必ずお支払い下さい。
- ・支払い後のキャンセルの場合、レンタル料は可能な限り返却しますが、出店料の返却はできません。

9. 規格

- (1) 1区画は、1テントです。
- (2) 使用テント規格 サイズ360cm間口×270cm奥行
テントはパイプテントのみ。他の規格のテントは禁止します。
- (3) コンセント1個（2口、容量100v 1kw）
- (4) 展示販売台（180cm×60cm）※ビニールクロス着用

※半区画を希望する場合は、主催者までご連絡ください。

また、自らテント等を用意する場合も主催者までご連絡ください。

（その場合、テント内の蛍光灯等は、出店者で用意をお願いします）

※キッチンカー及び軽トラックでの出店も可能です。

10. 出店者の区画割

テントの配置及び出店者の区画割は、主催者において決定いたします。

11. 出店申込締切 6月10日（金）

12. 出店のお申し込み（申込書提出先）

〒401-0015

大月市大月町花咲1608-19

かがり火市民祭り実行委員会

（事務補助） 産業観光課 商工観光担当

電話 0554-20-1829

FAX 0554-20-1533

※郵送又は、産業観光課まで直接お持ちください。

※市内外は問いませんが、応募者多数の場合は、市内の方を優先します。

1 3. 提出書類

- (1) 出店申込書
- (2) 備品申込書
- (3) 提供商品の概要書（食品販売の場合）
- (4) テント内平面図
- (5) 出店者名簿
- (6) その他主催者が必要とする書類

1 4. 出店に伴う官公署への許可申請・届出

(1) 保健所

食品販売に伴い試飲・試食や飲食の提供など行う場合は、「提供食品の概要書」と「テント内平面図」を主催者に提出してください。

主催者がまとめて保健所に提出いたします。

(2) 税務署

酒類を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要となります。手続きは出店者の責任において行ってください。

※酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出店者に限ります。

1 5. 法律の遵守

出店に当たっては、適用される法律を必ず遵守してください。法律を守らない場合は、出店をご遠慮いただくことがあります。

(適用法律) 食品衛生法 景品表示法 不正競争防止法 薬事法 酒税法など

1 6. 消火器の設置

消防署の指導により、当日飲食提供のため裸火を使用する機器、設備を使用する者及び発電機等に燃料としてガソリン等の引火性液体を使用する者は、消火器の設置が義務付けられました。**当日、消火器の設置がない場合、出店をお断りすることになります。**

なお、消火器は各店舗 1 台が必要です。複数店舗共同で 1 台は、許可されません。消火器の規格は、**10 型以上**です。

1 7. ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。

1 8. 風雨の対策

ご自分でテントを持参される場合、突然の強風や豪雨によりテントがつぶれたり飛ばされる可能性があります。**テントを杭等で固定するなどの対策**はご自身でお願いします。

19. 飲食の提供

会場において飲食を提供する出店者は、次の項目を必ず遵守してください。

- (1) 出店場所の汚れ防止に留意してください。
- (2) ガスコンロ等使用する場合は、コンパネ、ブロック等の上に設置してください。
- (3) 残飯は、必ず固形物と水分をザル等により分離してください。固形物及び水分は指定された場所に捨ててください。

20. 出店者用駐車場

祭り当日の駐車場については、後日主催者より通知します。指定された場所以外の駐車は、決してしないでください。祭り運営に支障をきたしますので、主催者より撤去の指示をいたします。

21. その他

- (1) 詳細につきましては、追ってご案内致します。
- (2) 販売は**21時30分**に終了です。終了後はすみやかに片付け、清掃を行い**22時30分**にはすべての撤去を完了して下さい。
(周辺住民の方の迷惑のため、22:30に電源を落とし校門を閉鎖します)
テント・電源も同時進行で撤去して下さい。

※出店要項に沿わない行為等があった場合は、翌年以降の出店を許可しません。